

掛川市水道事業管理規程第2号

掛川市水道部公印規程の一部を改正する規程をここに制定する。

平成30年3月27日

掛川市水道事業管理者  
掛川市長 松井三郎

掛川市水道部公印規程の一部を改正する規程

掛川市水道部公印規程（平成17年掛川市水道事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

掛川市水道事業公印規程

第1条中「掛川市水道部」を「掛川市水道事業」に改める。

別表中

「

掛川市水道部長印	れい書	正法21	水道部長名をもってする文書	1	部長
掛川市水道部印	れい書	正法21	水道部名をもってする文書	1	部長

」

を

「

掛川市上下水道部長印	れい書	正法18	上下水道部長名をもってする文書	1	部長
掛川市上下水道部印	れい書	正法21	上下水道部名をもってする文書	1	部長

」

に、

「

掛川市水道部企業出納員 専用公印	楷書	直径24	水道部企業出納員領収印	3	課長
---------------------	----	------	-------------	---	----

」

を

掛川市水道事業企業出納 員専用公印	楷 書	直径24	水道事業企業出納員領収印	3	課長
----------------------	-----	------	--------------	---	----

に改める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。